

ご存じですか？クーリング・オフ制度

クーリング・オフの期間と対象

クーリング・オフは、特定商取引法で規定されており、訪問販売などで契約した場合、理由を問わず契約解除ができる制度です。

ただし、場合によってはクーリング・オフができないこともありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。また、期間が過ぎていても諦めずに相談しましょう。

取引内容	期間	適用対象
訪問販売	原則 8 日間	キャッチセールスやSF商法などの契約
電話勧誘販売		電話による勧誘がきっかけで結んだ契約
特定継続的役務提供	原則20日間	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど
連鎖販売取引		マルチ商法で契約した商品や権利など
業務提供誘引販売取引		教材やチラシなど、商品の購入を伴う契約

クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- クーリング・オフは必ず書面で通知しましょう。
- クーリング・オフの書面は、簡易書留か特定記録郵便など記録が残るようにしましょう。
- 契約時にクレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- 書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

表面

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
〇〇県〇〇市 〇〇番〇〇号	
株式会社〇〇 代表者 〇〇様	

裏面

契約日	平成〇年〇月〇日
書面受領日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	金〇〇〇円
販売者名	株式会社〇〇
上記日付の契約を解除しますので、支払済の〇〇〇円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。	
平成〇年〇月〇日	
住所	
氏名	

お気軽にご相談を

津市消費生活センター

☎ 229-3313 ☎ 229-3312

消費者トラブルに遭ってしまったときは、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

場所 市本庁舎1階

過去3年間の 相談件数と相談内容

- 相談件数
平成21年度 837件
平成22年度 958件
平成23年度 910件

- 相談内容(多い順)
1位 インターネットや携帯電話の情報サイトに関する相談
2位 借金や投資・保険などの相談
3位 新築工事や屋根工事などの相談

